

## 建設業無災害表彰基準（平成 11 年 9 月 1 日 労働省 基発第 519 号改正）

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が 160 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。

## 建設業無災害表彰を申請する際の注意点

- (1) 調査票様式の事業場名及び工事名の欄については、記載内容が表彰状に反映されますので、誤りがないか十分確認して下さい（特に共同企業体名や支店名等が抜けていないか等）
- (2) 労働保険料の金額については、表彰要件（労災保険額が概算または確定で 160 万円以上）を満たしているかを確認し記入して下さい。

## 建設業無災害表彰の申請書の提出方法

- (1) 提出先 : 対象工事現場を管轄する労働基準監督署
- (2) 提出部数 : 2 部（うち 1 部は申請者控え）